



熊本県公報

第13125号
令和4年(2022年)
5月6日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示	
○熊本県公共工事請負契約約款の一部改正	(監理課) 1
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の区域変更	(〃) 2
○道路の区域変更	(〃) 2
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 2
公 告	
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃) 3
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 3
○土地改良区等役員の退任及び就任	(農村計画課) 4
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 5
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 5
○土地改良区の定款変更の認可	(〃) 5
○土地改良事業(維持管理)計画の変更	(〃) 5
○土地改良事業(維持管理)計画の変更	(〃) 6
○令和4年度(2022年度)熊本県毒物劇物取扱者試験の実施	(薬務衛生課) 6
○特定役務の調達に係る公募型プロポーザルの手続き開始	(土木技術管理課) 7
登 載 依 頼	
○令和4年度(2022年度)第1回労働審議会の開催	(労働審議会) 10
○熊本県道路交通規則の一部改正	(警察本部運転免許課) 10
○熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部、熊本県水防協議会及び熊本県国民保護協議会合同会議の開催	(防災会議) 23

告 示

熊本県告示第364号

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
令和4年5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款
熊本県公共工事請負契約約款(平成23年熊本県告示第349号の14)の一部を次のように改正する。

第36条ただし書中「令和4年(2022年)3月31日」を「令和5年(2023年)3月31日」に改める。

附 則

この約款は、告示の日から施行し、改正後の第36条の規定は、令和4年4月1日から適用する。

熊本県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和4年(2022年)5月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年(2022年)5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	内牧坂	阿蘇市一の宮町手野字三竹寺		4.4		旧道移

	梨線	531番1地先から 阿蘇市一の宮町手野字尾籠田 63番5地先まで	前	～ 22.8	1,171.5	管
			後	0.0 ～ 0.0	0.0	

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）5月6日

熊本県告示第366号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和4年（2022年）5月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	二見田浦線	葦北郡芦北町大字井牟田字中浦 1442番3地先から 同所 1429番2地先まで	前	11.7 ～ 15.3	57.1	災害復旧工事
			後	13.5 ～ 22.4	57.1	

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）5月6日

熊本県告示第367号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和4年（2022年）5月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字柳迫 4162番4地先から 同所 4153番1地先まで	前	15.0 ～ 34.9	89.9	活力創出基盤交付金
			後	22.5 ～ 39.6	84.3	

2 区域を変更する期日 令和4年（2022年）5月6日

熊本県告示第368号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援・放課後等デイサービス ピース	株式会社LIB 宇土市栄町14番地4	令和4年（2022年）5月1日	435230 0208	指定放課後等デイサービス

宇土市栄町14
番地4

池尻 千尋

公 告

熊本県公告第297号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社ゆう菜	熊本市南区孫代町	熊本市南区孫代町字中道念496番

2 認可年月日

令和4年（2022年）4月20日

熊本県公告第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字下仲間字天神免134番1、同135番1、同136番1、同222番1、同223番1、同224番1、同225番1、同226番1、同227番1、同228番、同229番、同230番、同231番、同232番、同233番、同247番、同248番、同249番、同250番、同251番、同大字上仲間字迎古川1464番、同1466番1、同1468番1並びに水路及び里道の一部
12, 823. 34平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

鹿児島県鹿児島市東開町13番地38
株式会社フレッシュ青果

熊本県公告第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市野々島字前原2433番3
283. 18平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

合志市野々島2433番地1
寺本 卓也

熊本県公告第300号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田上 秀治	熊本市西区松尾	熊本市南区海路口町字浦田北三番割3946番ほか1筆
長溝 鉄夫	宇土市新開町	宇土市新開町字今村1117番1ほか2筆
松内 正光	宇城市三角町中村	宇土市下網田町字高古崎2999番1ほか

		1 筆
有限会社球磨テック	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字西字松里1300番2ほか1筆
株式会社モエ・アグリファーム	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字松里1229番1
株式会社興陽農援	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字新久保2122番53ほか2筆
前原 光志	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字蒔田536番1ほか4筆
合同会社あぐり税所	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字門田2939番1ほか3筆
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字荒野7番18ほか2筆
岩本 勝則	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字龍田川2009番30ほか1筆
中村 直樹	球磨郡錦町木上北	球磨郡錦町大字木上西字大坪369番ほか1筆
椎葉 晃一郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字齊堂3番19
福屋 優一郎	球磨郡あさぎり町免田西	球磨郡錦町大字木上東字梅木488番1

2 認可年月日
令和4年(2022年)4月25日

熊本県公告第301号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により公告する。

令和4年(2022年)5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田504番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦3143番地1
理事	北野 浩憲	天草市河浦町河浦2407番地1
理事	齊藤 良人	天草市河浦町河浦1109番地
理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦1702番地
理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦1013番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合883番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合351番地1
理事	山崎 裕二	天草市深海町967番地
理事	梅田 良二	天草市二浦町早浦603番地
理事	中川 徹	天草市深海町1962番地
理事	小羽 濟	天草市久玉町2565番地
理事	井上 憲次	天草市久玉町4081番地7
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦4793番地3
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦681番地
監事	滝下 將秀	天草市深海町1831番地
就任		
理事	池田 裕之	天草市河浦町今田504番地
理事	鎌田 正紀	天草市河浦町河浦3143番地1
理事	北野 浩憲	天草市河浦町河浦2407番地1
理事	齊藤 良人	天草市河浦町河浦1109番地
理事	田嶋 悟	天草市河浦町河浦1702番地

理事	吉仲 慶豊	天草市河浦町河浦1013番地
理事	歳田 秀孝	天草市河浦町新合883番地
理事	吉田 弘	天草市河浦町新合351番地1
理事	山崎 裕二	天草市深海町967番地
理事	福本 幸人	天草市久玉町1411番地54
理事	中川 徹	天草市深海町1962番地
理事	小羽 済	天草市久玉町2565番地
理事	矢田 勝行	天草市久玉町1530番地
監事	池田 豊治	天草市河浦町河浦4793番地3
監事	金山 一俊	天草市河浦町河浦681番地
監事	滝下 将秀	天草市深海町1831番地

熊本県公告第302号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
山内 市男	阿蘇市昶石	阿蘇市跡ヶ瀬字南石前375番1ほか6筆
山口 勇一	阿蘇市波野新波野	阿蘇市波野大字波野字兵曾雲3566番
佐藤 和美	阿蘇市黒川	阿蘇市役犬原字砂原2341番ほか3筆
中村 久則	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字横溝1466番1
中村 久則	阿蘇市役犬原	阿蘇市役犬原字村中396番1ほか3筆
中川 勝博	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の後346番1ほか1筆
松永 信一郎	菊池市赤星	菊池市出田字天祇343番2
松永 信一郎	菊池市赤星	菊池市出田字小柳184番ほか3筆

2 認可年月日

令和4年（2022年）4月25日

熊本県公告第303号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	芦水地区（上 下門工区）	令和2年（2020 年）3月17日	令和2年（2020 年）7月7日	熊本県

熊本県公告第304号

球磨郡相良村に事務所を置く相良村土地改良区理事長古川十市から令和4年（2022年）3月23日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年（2022年）4月26日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第305号

令和3年（2021年）9月16日付けで球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区理事長岡村文明から申請のあった百太郎溝土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和4年（2022年）4月20日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第11項により公告する。

令和4年（2022年）5月6日
熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第306号
上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区理事長沖徹信から認可の申請があった土地改良事業（維持管理）計画の変更については、令和4年（2022年）4月26日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。
令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年（2022年）5月16日から令和4年（2022年）6月10日まで
- 縦覧の場所
御船町役場
嘉島町役場
御船中央土地改良区事務所

熊本県公告第307号
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。
令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験の日時及び場所
 - 日時
令和4年（2022年）8月2日（火） 午前10時から正午まで
なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和4年（2022年）8月16日（火）に延期する。
 - 場所
ホテル熊本テルサ（熊本市中央区水前寺公園28-51）
- 試験の種類
試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。
 - 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
 - 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
 - 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）
- 受験資格
特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。
 - 18歳未満の者
 - 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 試験の方法及び範囲
 - 試験の方法
試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。
 - 試験の範囲
次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	

	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求等

受験願書は、熊本県のホームページに掲載するほか、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課で配布する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書した封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に請求すること。

(2) 受験願書受付期間

令和4年（2022年）5月30日（月）から6月10日（金）までとし、令和4年（2022年）5月30日（月）から6月10日（金）までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出等

受験願書の提出方法は書留（簡易書留も可）による郵送に限るものとし、提出先は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課とする。

宛先 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 受験手数料

10,700円

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和4年（2022年）7月下旬に受験者宛てに送付する。

7 正答及び合格基準の公表

令和4年（2022年）8月9日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県各広域本部・地域振興局保健福祉環境部衛生環境課（保健所衛生環境課）（以下「熊本県保健所」という。）に正答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

令和4年（2022年）9月2日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県保健所に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページにも掲載するとともに、合格者宛てに合格証を郵送する。

(2) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条に基づく個人情報の口頭による開示請求期間は、合格発表の日から令和4年（2022年）10月4日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 試験問題の内容に関する問合せ

試験問題の内容に関する問合せは、令和4年（2022年）8月23日（火）までに熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話 096-333-2242）へ行うこと。

熊本県公告第308号

公募型プロポーザルに付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）5月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務の名称

施設管理データベースシステム構築業務委託

(2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県土木部土木技術管理課技術管理班（熊本県庁行政棟本館11階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(3) 業務に係る競争入札参加資格審査担当部局

熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

(4) 業務内容

施設管理データベースシステム構築業務委託の調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。

- (5) 委託期間
契約日の翌日から令和5年(2023年)3月24日(金)まで
- (6) 納入場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部土木技術管理課技術管理班(熊本県庁行政棟本館11階)
- (7) 入札方式(紙入札案件)
この入札は、紙入札である。
- (8) 業務量の目安
本業務の参考業務規模は85,000千円(消費税を含む)以下とする。
- (9) 委託業務説明書及び調達仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- 2 公募型プロポーザル参加に必要な資格に関する事項
次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録され、有資格者として営業種目が「情報処理業務」で、その詳細業務が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されており、かつ、格付け区分がA等級である者であること。
また、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争参加資格審査申請を受け付ける。
なお、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も随時受け付けるが、参加表明書の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)5月16日(月)午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(令和2年告示第901号)(以下「指名停止等措置要領」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、第2号に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく、認定を受けている者であること。
- (6) 平成20年度(2008年度)以降、元請けとして公告日までに、履行が完了した、次に掲げる業務実績があること。
・都道府県又は市町村発注業務でLGWAN(総合行政ネットワーク)環境下における各種システムの構築実績
- 3 公募型プロポーザル参加のための参加表明に関する事項
- (1) 提出書類
この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、委託業務説明書の別添一覧に定める様式第1号及び様式第2号に必要な事項を記載のうえ、提出すること。
- (2) 提出方法
参加表明書の鑑文(様式第1号)及び参加資格等資料(様式第2号)について、1(2)の発注・契約担当部局に1部持参、又は郵送(簡易書留に限る、当日消印有効)で提出すること。
なお、要求した内容以外の書類等については受理しない。
- (3) 提出期間
公告の日から令和4年(2022年)5月23日(月)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の発注・契約担当部局
- (5) 技術提案書の提出者の選定・非選定に関する通知
技術提案書の提出者は5者程度を基本として選定する。なお、選定・非選定通知の日は令和4年5月31日(火)の予定であり、電子メールにて通知する。

4 各種手続等

- (1) 委託業務説明書と調達仕様書の閲覧及び取得
公告の日から特定・非特定選定日まで、入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において受け付ける。
- (2) 参加表明書の提出
3(1)から(5)に記載したとおり。
- (3) 参加表明書に係る質問書の提出
1(2)の発注・契約担当部局において、公告の日から令和4年(2022年)5月16日(月)まで受け付ける。なお、質問書は1(2)の発注・契約担当部局に持参、又は郵送(簡易書留に限る、当日消印有効)で提出すること。
- (4) 質問に対する回答の閲覧
質問を受理した日の翌日から起算して休日を除いた2日以内の日から特定・非特定選定日の前日まで入札公開情報サービスにて公開する。
- (5) 技術提案書の提出
選定通知の翌日から令和4年6月15日(水)正午まで受け付ける。
なお、技術提案書の鑑文(様式1)及びその他の様式(様式2から様式8)について、1(2)の発注・契約担当部局に8部持参、又は郵送(簡易書留に限る、当日消印有効)で提出すること。
なお、要求した内容以外の書類等については受理しない。
- (5) 技術提案書に係る質問書の提出
1(2)の発注・契約担当部局において、選定日から令和4年(2022年)6月8日(水)まで受け付ける。なお、質問書は1(2)の発注・契約担当部局に持参、又は郵送(簡易書留に限る、当日消印有効)で提出すること。
- (6) ヒアリング
ヒアリングは以下のとおり行う。なお、詳細事項は別途通知する。
ア 実施場所: 熊本県庁(予定)
イ 実施日時: 令和4年6月24日(金)(予定)
ウ 出席者: 管理技術者及び主たる担当技術者を含め5名以内とする。
- (7) 特定・非特定の通知
特定・非特定の通知の日は令和4年7月7日(木)の予定であり、郵送にて通知する。
- (8) 虚偽の記載について
技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該技術提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者は、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の処置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 見積書の提出
見積通知の日の翌日から起算して10日以内に提出する。なお、見積書は持参、又は郵送(簡易書留に限る、当日消印有効)で提出すること。
- (3) 契約の締結期限
見積書の提出日の翌日から起算して10日以内に契約を締結する。
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局

6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

- (1) 問合せ先
ア 手続の業務内容全般(調達仕様書、参加表明等)に関すること。
熊本県土木部土木技術管理課技術管理班
電話番号 096-333-2556
ファックス番号 096-381-0570
イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項

各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

- (1) Name and Content of Consignment
Build a database of public civil engineering facilities
- (2) Date and Place for tender
Date: May 6th 2022 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Civil Engineering Management Division, Civil Engineering Development
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
(11th floor of Prefectural Government Main Building)
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2556
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県労働審議会公告第1号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和4年(2022年)5月6日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
令和4年(2022年) 5月16日(月)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 議題
(1) 就職氷河期世代への就労支援事業について
(2) ブライト企業の認定基準等について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局(熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課)
(電話096-333-2339)

熊本県公安委員会規規則第11号

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月6日

熊本県公安委員会委員長 下山史一郎

熊本県道路交通規則の一部を改正する規則

熊本県道路交通規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 旅客自動車教習所(第37条-第40条)」を「第8章 削除」に改める。

第28条中「若しくは規則」を「、規則」に改め、「第18条の5」の次に「若しくは第18条の6」を加え、「令第32条の3各項」を「第32条の2第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項、第32条の3第1項第2号若しくは第2項」に改める。

第32条の見出しを「(検査の通知、申込等)」に改め、同条第3項の次に次の三項を加える。

- 4 法第102条第4項の規定による診断書の提出の命令は、別記様式第23号の10の命令書により行う。
- 5 法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定による認知機能検査を受けようとする者は、別記様式第23号の11の

申込書を、受検しようとする場所の検査実施者を經由して公安委員会に提出しなければならない。

- 6 法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受けようとする者は、別記様式第23号の12の申込書を、受検しようとする場所の検査実施者を經由して公安委員会に提出しなければならない。

第8章を次のように改める。

第8章 削除

第37条から第40条まで 削除

第41条第1項第1号中「まで及び」を「まで、」に、「第14号まで」を「第13号まで若しくは第15号」に改め、同項第2号中「第2号及び第10号」を「第2号、第10号及び第14号」に改める。

第42条第1項第14号中「(14)」を「(15)」に、「第14号」を「第15号」に、「別記様式第51号の2」を「別記様式第51号の3」に改め、同号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 第14号に掲げる講習 別記様式第51号の2の申込書

第42条の2第1項第2号中「(加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認める者に対して行う講習に限る。)」を「(講習時間は2時間以上(普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び運転技能検査対象者(令第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者をいう。)に対する講習にあっては、1時間以上)行うものであること。)」に改め、同項第3号、第4号及び同条第3項を削り、同条第4項第2号中「及び第3号」を削り、同項第3号を削り、同項を同条第3項とする。

第42条の3中「法第97条の2第1項第3号イ」の次に「若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項」を加え、同条第3号中「告示で定める」を「講習実施日の2週間前までに公示する」に改める。

別表第2及び別記を削る。

別記様式第19号の3から別記様式第19号の5までを次のように改める。

別記様式第19号の3(第24条の2関係)

運転経歴証明書交付申請書

熊本県公安委員会 殿

年 月 日

「 写 真 」	ふりがな		熊本県収入証紙貼付欄	
	氏 名			
	生年月日	年 月 日		
住 所				
電話番号				
資料区分				
確認資料	申請取消年月日			
	免許証番号			
	生年月日			
免許データ印字部分				
受領日			受領者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号の4(第24条の2関係)
運転経歴証明書記載事項変更届

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

ふりがな				
氏 名				
生年月日	年	月 日		
電話番号				
変更した 事 項	ふりがな		新生年月日	
	新氏名			
		新住所		
経 現 歴 に 証 有 明 す 書 る の 運 写 転				
住所確認の書類	免 許 デ ー タ 印 字 部 分			
氏名確認の書類				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第19号の5(第24条の2関係)
運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

熊本県公安委員会 殿

写 真	現 経 歴 証 明 書	交付年月日		熊本県収入証紙貼付欄		
		照 会 番 号				
		免許の種類				
		再交付申請 の 理 由				
ふりがな			ふりがな			
氏 名			旧氏名			
生年月日	年 月 日					
住 所						
電話番号						
免 許 デ ー タ 印 字 部 分						
			受領日		受領者	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第23号（第32条関係）

臨時適性検査通知書	
熊公委第 号	
年 月 日	
住 所	
殿	
熊本県公安委員会 印	
あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受けたことから、道路交通法第102条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。	
この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、	
拒否	保留
運転免許の	の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
取り消し	
効力の停止	
適性検査を行う理由となった認知機能検査等の結果	
適性検査の期日	
適性検査の場所	
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、熊本県警察本部運転免許課 係 までお問い合わせください。

熊本県警察本部運転免許課 係
住所 菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
電話 096-233-0110（内線 ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第23号の9を次のように改める。

別記様式第23号の9（第32条関係）

診 断 書 提 出 命 令 書

熊公委達第 号
年 月 日

住 所

殿

熊本県公安委員会

あなたは、認知機能検査等の結果、「認知症のおそれがある」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第 項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第3項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、
が拒否される
運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。
が取り消される
の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ず る理由となった認知 機能検査等の結果	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、熊本県警察本部運転免許課 係までお問い合わせください。

熊本県警察本部運転免許課 係
住所 菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
電話 096-233-0110（内線 ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第23号の9の次に次の3様式を加える。
別記様式第23号の10（第32条関係）

診断書提出命令書	
熊公委達第 号 年 月 日	
住 所	
殿	
熊本県公安委員会 印	
道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び自動車等の運転に関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いします。 なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、 が拒否される 運転免許 が保留される こととなりますので、御注意ください。 が取り消される の効力が停止される また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。	
診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

※ この通知について、不明な点がある場合には、熊本県警察本部運転免許課 係 までお問い合わせください。

熊本県警察本部運転免許課 係
住所 菊池郡菊陽町大字辛川2655番地
電話 096-233-0110（内線 ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第51号の2を次のように改める。

別記様式第51号の2（第42条関係）

若年運転者講習受講申込書														
年 月 日														
熊本県公安委員会 殿														
住 所														
氏 名														
年 月 日生														
道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習を申し込みます。														
現に受けて いる特例 取得免許	公安委員会名	公安委員会												
	交付年月日	年 月 日 ー												
	免許番号	第												
	免許種類	第一種			第二種									
		大 型	中 型	大 型	中 型	普 通	大 特	牽 ^{けん} 引						
通知手数料														

別記様式第51号の2の次に次の1様式を加える。
別記様式第51号の3（第42条関係）

自転車運転者講習受講申込書	
年 月 日	
熊本県公安委員会 殿	
住 所	
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
TEL () —	
携帯TEL () —	
道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習を申し込みます。	
講 習 日	年 月 日
講 習 場 所	
手 数 料	

別記様式第53号を次のように改める。

別記様式第53号(第42条の2関係)

特定任意高齢者講習受講申込書												
年 月 日												
熊本県公安委員会 殿												
住 所												
氏 名												
年 月 日生												
熊本県道路交通規則第42条の2第1項第2号に掲げる講習(特定任意高齢者講習)を申し込みます。												
現に受けて いる免許	公安委員会名	公安委員会										
	交付年月日	年 月 日 ー										
	免許番号	第										
	免許種類											
手数料												

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 運転免許証及び高齢者講習通知書を添えて提出してください。

別記様式第54号を次のように改める。

別記様式第54号 削除
附 則
この規則は、令和4年5月13日から施行する。

熊本県防災会議公告第1号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第1号

熊本県水防協議会公告第1号

熊本県国民保護協議会公告第1号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部、熊本県水防協議会及び熊本県国民保護協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

令和4年(2022年)5月6日

熊本県防災会議会長

熊本県石油コンビナート等防災本部本部長

熊本県水防協議会会長

熊本県国民保護協議会会長

蒲
蒲
蒲

島
島
島

郁
郁
郁

夫
夫
夫

1 開催日時

令和4年(2022年)5月17日(火)

午後2時から

2 開催場所

ホテル熊本テルサ 1階テルサホール

3 内容

(1) 熊本県防災会議条例の一部改正と新たな委員の紹介

(2) 審議事項

ア 令和2年度及び令和3年度熊本県地域防災計画修正案等の承認について

イ 令和4年度熊本県地域防災計画修正案について

ウ 令和4年度熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について

エ 令和4年度熊本県水防計画修正案について

オ 熊本県防災会議運営要領等の改正について

カ 市町村地域防災計画の修正について

(3) 報告事項

(4) 意見交換

4 傍聴人の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当該会議の会場において会議の会長の許可を受けた上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県知事公室危機管理防災課

(電話096-333-2115)